

第2号協議案

令和4年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和5年1月27日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、令和4年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例について協議する必要があるため、この案を提出する。

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例（案）について

一 制定の目的

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整について、交付金の総額の増加に対応するため、単位費用に特例を設ける。

二 制定の内容

単位費用の一部を改める。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

第 号議案

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

右の議案を提出する。

令和五年 月 日

提出者 東京都知事 小池 百合子

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和四年度分に限り、同表一の部一の款一の項中「二五、九八七円」とあるのは「二七、〇五四円」と、同部三の款一の項中「九、七一二円」とあるのは「一〇、九六一円」と、同部五の款二の項中「五八、四九六円」とあるのは「一一六、二〇三元」と、同表二の部七の款一の項中「一五七、七二九、〇五九円」とあるのは「一八二、三〇九、六五九円」と、同表三の項中「二、五九六円」とあるのは「七、六四四円」と、「五、三六七円」とあるのは「六、一一八円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和四年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。